

令和6年4月12日

各指定障害児通所支援事業者
代表者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

個別サポート加算(Ⅰ)の取扱い変更及び強度行動障害児支援加算(Ⅱ)の新設 にかかる対応について

日頃より、障害福祉の向上にご協力いただき、誠にありがとうございます。こども家庭庁支援局障害児支援課から令和6年3月25日付け事務連絡で通知された「児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別サポート加算(Ⅰ)の見直しに伴う調査方法等の変更について」を受けて、令和6年4月以降の児童発達支援及び放課後等デイサービスの「個別サポート加算(Ⅰ)」及び放課後等デイサービスの「強度行動障害児支援加算」について下記のとおり対応します。

令和6年度以降の給付費請求は、十分にご確認の上でご請求ください。

1. 児童発達支援における「個別サポート加算(Ⅰ)」の取扱いについて

【令和6年4月1日以降、個別サポート加算(Ⅰ)が非該当及び新たに該当となる場合】

現在、個別サポート加算(Ⅰ)の該当者について確認作業を進めております。確認作業終了後、個別サポート加算(Ⅰ)の非該当となる障害児及び新たに該当となる障害児の支給決定保護者に対して、非該当となる場合は「個別サポート加算(Ⅰ)」の印字を削除し、新たに該当となる場合は「個別サポート加算(Ⅰ)」を印字した通所受給者証を再発行します。

支給決定保護者への送付は、4月下旬を予定していますので、必ず通所受給者証を確認の上、請求事務を行ってください。

※令和6年3月末時点で個別サポート加算(Ⅰ)の該当となっており、令和6年4月1日以降も引続き該当となる障害児については、通所受給者証は再発行されません。

2. 放課後等デイサービスにおける「個別サポート加算(Ⅰ)」の取扱いについて

【令和6年4月1日以降、「著しく重度の障害児」と判定された場合】

現在、「著しく重度の障害児」の該当者について確認作業を進めております。確認作業終了後、「著しく重度の障害児」に該当する障害児の支給決定保護者に対して、「放課後等デイサポートⅠ 重度」と印字した通所受給者証を再発行します。

支給決定保護者への送付は、4月下旬を予定していますので、必ず通所受給者証を確認の上、請求事務を行ってください。

※令和6年3月末時点で個別サポート加算(Ⅰ)の該当となっており、令和6年4月1日以降「ケアニーズの高い障害児」と判定された場合については、通所受給者証は再発行されません。

3. 放課後等デイサービスにおける「強度行動障害児支援加算」の取扱いについて

【令和6年4月1日以降、「強度行動障害児支援加算(Ⅱ)」に該当する場合】

現在、「強度行動障害児支援加算(Ⅱ)」の該当者について確認作業を進めております。確認作業終了後、「強度行動障害児支援加算(Ⅱ)」に該当する障害児の支給決定保護者に対して、「放課後等デイ加算強度行動Ⅱ」と印字した通所受給者証を再発行します。

支給決定保護者への送付は、4月下旬を予定しておりますので、必ず通所受給者証を確認の上、請求事務を行ってください。

※令和6年3月末時点で「強度行動障害児支援加算」に該当しており、令和6年4月1日以降も「強度行動障害児支援加算」(判定表の点数の合計が20点以上30点未満)に該当する障害児については、通所受給者証は再発行されません。次回の更新までの受給者証には引き続き「放課後等デイ加算強度行動」と印字されていますが、「放課後等デイ加算強度行動Ⅰ」(200単位/日)と読み替えて請求してください。

※制度の変更内容と受給者証の記載内容については、別添1を参照ください。

＜参考＞

- ・令和6年3月25日付 子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別サポート加算(Ⅰ)の見直しに伴う調査方法等の変更について」

【お問い合わせ先】

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援担当

電話：052-972-3187 F A X：052-972-4438

電子メールアドレス：a2520@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

制度の変更内容と受給者証の記載内容（別添 1）

・ 児童発達支援の「個別サポート加算（I）」

こどもの状態像	受給者証の記載内容
(以下の手帳の要件に該当する場合) ・ 身体障害手帳の総合等級が 1～2 級 ・ 愛護手帳の障害程度が A 判定（愛護手帳 3 度かつ身体障害者手帳 1～3 級を含む） ・ 精神障害者保健福祉手帳の等級が 1 級 ・ 児童相談所にて重症心身障害児として認定された児童	個別サポート加算（I）

・ 放課後等デイサービスの「個別サポート加算（I）」

こどもの状態像	受給者証の記載
(改定後の (一) に該当する場合) 食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。(著しく <u>重度</u> の障害児)	放課後等デイサポート I 重度
(改定後の (二) に該当する場合) 270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ 0 点の個別サポート欄から 2 点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が 13 点以上であること。(ケアニーズの <u>高い</u> 障害児)	個別サポート加算（I）

・ 放課後等デイサービスの「強度行動障害支援加算」

こどもの状態像	受給者証の記載
強度の行動障害を有する児童の判定表の行動障害の内容欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の 1 点から 5 点の欄までにあてはめて算出した点数の合計が <u>20 点以上 30 点未満</u> の場合	放課後等デイ加算強度行動 I ※ ¹
強度の行動障害を有する児童の判定表の行動障害の内容欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の 1 点から 5 点の欄までにあてはめて算出した点数の合計が <u>30 点以上</u> の場合	放課後等デイ加算強度行動 II

※¹ 令和 6 年 3 月末まで「強度行動障害児支援加算」に該当しており、令和 6 年 4 月 1 日以降も「強度行動障害児支援加算」（点数の合計が 20 点以上 30 点未満）に該当する障害児については、次回の受給者証の更新まで引き続き「放課後等デイ加算強度行動」と印字されていますが、「放課後等デイ加算強度行動 I」（200 単位/日）と読み替えて請求してください。